

最高裁秘書第2349号

平成29年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書不開示通知書

平成28年10月12日付け（同月13日受付，最高裁秘書第3240号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
第59期司法修習生について，罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。